

平成25年6月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成25年6月19日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1	認 第 3号	議案の撤回について	即 決
第 2	議案第43号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について	総 務 文 教 (原案可決)
第 3	議案第44号	市道路線の廃止及び認定について	生 活 環 境 (原案可決)
第 4	議案第46号	市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第 5	議案第47号	大竹市議会会議規則の一部改正について	即 決 (一 括)
第 6	議案第48号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
第 7	平成25年請願第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	総 務 文 教 (採 択)
第 8	平成24年陳情第2号	地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情	(継続審査)
第 9	平成24年陳情第3号	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出を求める陳情	
第10	平成25年陳情第1号	小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情	まちづくり対策 (継続審査)
第11		まちづくり対策特別委員会の中間報告について	

+

○会議に付した事件

- 日程第 1 認 第 3号 (説明・表決)
- 日程第 2 議案第43号 (報告・表決)
- 日程第 3 議案第44号 (報告・表決)
- 日程第 4 議案第46号 (説明・付託)
- 日程第 5 議案第47号から日程第 6 議案第48号 (説明・表決)
- 日程第 7 平成25年請願第1号 (報告・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第1号 (説明・表決)
- 日程第 8 平成24年陳情第2号から日程第 9 平成24年陳情第3号 (報告・表決)
- 日程第10 平成25年陳情第1号 (報告・表決)

○日程第11 まちづくり対策特別委員会の中間報告（報告）

○追加日程第2 議案第46号（報告・表決）

○出席議員（15人）

1番	西川健三	2番	大井涉
3番	網谷芳孝	4番	藤井馨
5番	乃美晴一	6番	児玉朋也
7番	北林隆	8番	山崎年一
9番	細川雅子	10番	日域究
11番	上野克己	12番	寺岡公章
13番	原田博	14番	二階堂博
15番	田中実穂		

○欠席議員（1名）

16番 山本孝三

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎	
副市	長	大原豊	
教	育	長	大石泰
総務部	長	太田勲男	
市民生活部	長	青森浩	
健康福祉部	長兼	正木丈治	
福祉事務所	長		
建設部	長	長谷川寿男	
上下水道局	長	稲田正文	
消防	長	西岡靖	
総務課長兼任選挙		米中和成	
管理委員会事務局	長		
企画財政課	長	吉岡和範	
産業振興課長兼任		中川英也	
農業委員会事務局	長		
自治振興課	長	吉田茂文	
社会健康課	長	政岡修	
監理課	長	香川晶則	
上下水道局業務課	長	重本隆男	
総務学事課	長	野崎光弘	

○出席した事務局職員

議会事務局	長	福重邦彦
議事係	長	三浦暁雄

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、11番、上野克己議員、12番、寺岡公章議員を指名いたします。

本日の議事日程、議案審査報告について、議案第47号、議案第48号、請願・陳情審査報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 認第3号 議案の撤回について

○議長（西川健三） 日程第1、認第3号議案の撤回についてを議題といたします。

提案者から提案の撤回の理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（大原 豊） それでは、議案の撤回の理由について説明をさせていただきます。

十

6月6日に提出し6月7日の本会議で上程されました議案第42号大竹市附属機関設置に関する条例は、附属機関の事務の標準化と行政組織の明確化を図るという目的で行った行財政改革の結果として、本市にある任意の附属機関を1本の条例にまとめ、また運用については統一しわかりやすくしようとしたものでございます。しかしながら、提案条例の条文の一部に不備があることが判明いたしましたので、取り下げをお願いするものでございます。なお、条例制定の目的や理念につきましては何ら変更はございません。

条例案の提出に当たりましては、十分精査すべきところでありましたが、提案後にこのような不整合な箇所があることが判明いたしましたので、取り下げをお願いするものでございます。大変申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の撤回についてを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第43号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第2、議案第43号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例

の一部改正についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、細川雅子議員。

#### 総務文教委員会議案審査報告書

平成25年6月7日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

| 議案番号   | 件名                             | 審査の結果 |
|--------|--------------------------------|-------|
| 議案第43号 | 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について | 原案可決  |

平成25年6月10日

大竹市議会議長 西川 健三 様

総務文教委員長 細川 雅子

〔総務文教委員長 細川雅子議員 登壇〕

○総務文教委員長（細川雅子） 去る6月7日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件につきまして、10日に委員会を開催し審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第43号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてでございますが、討論はなく採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～○～～～～～～～

**日程第3 議案第44号 市道路線の廃止及び認定について**

○議長（西川健三） 日程第3、議案第44号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、上野克己議員。

**生活環境委員会議案審査報告書**

平成25年6月7日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

**記**

| 議案番号   | 件名              | 審査の結果 |
|--------|-----------------|-------|
| 議案第44号 | 市道路線の廃止及び認定について | 原案可決  |

平成25年6月11日

大竹市議会議長 西川 健三 様

生活環境委員長 上野 克己

〔生活環境委員長 上野克己議員 登壇〕

○生活環境委員長（上野克己） それでは去る6月7日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案1件につきましては、6月11日に委員会を開催し審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第44号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、「元町三丁目から木野についての旧国道186号線は側溝がないところもあり、少しの雨でも民家に雨水が流れ込む状況もある。今後、いろいろと調査し対策を立てていただきたいと考えているが、どのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「雨水の問題は、市道の側溝改良等を粛々と行い、御指摘の箇所については、低地の方から整備を行い改善を図っていきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「市に移管後、県も協力し対応するというような説明があったが、県との約束はどのような形で行われているのか伺う」との質疑に対しまして、「市に移管を受けると、ハード面の整備については市で行うようになる。ソフト面の用地処理などについて問題が生じたときには、県も協力して解決に当たるということである。県とのやりとりについては文書で交わしている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第46号 市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第4、議案第46号市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第46号市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

国におきましては、厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、国家公務員の給与に関する臨時特例法を定め、平成24年度、平成25年度の2年間、平均で約7.8%の給与減額措置が行われております。地方公務員の給与につきましても、今年度は国家公務員の給与減額措置を踏まえ、各地方公共団体において、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう国から要請があったところでございます。

その一方で、今年度の地方交付税における地方公務員給与費に係る基準財政需要額は、7月から国家公務員と同様の給与減額措置を実施することを前提として算定することとされました。

その結果、本市の地方交付税にも影響が生じる見込みとなり、市民サービスの低下につながることを防ぐために一定の措置が必要となっておりまいりました。この問題につきましても、職員団体とも交渉を重ね、職員一丸となって取り組むことを確認した上で、職員の給与を減額するという措置によって対応したいと考えましたので、ここに御提案申し上げるものでございます。なお、本市では、これまでも独自の給与減額措置を行ってきた経緯がございます。職員の努力、我慢につきましては、私も十分に認識をしております。

それでは、提案の内容について申し上げます。職員の給料につきましては、第3条において平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、職務の級が6級または7級の職員にあっては7%、3級から5級までの職員にあっては5%、1級または2級の職員にあっては3%を減額するとともに、期末勤勉手当や管理職手当等を除き、時間外勤務手当等に適用させるものでございます。

また、市長、副市長、教育長の給料につきましても、第1条及び第2条において、職員と同じ期間、現在適用しております給料への減額率を、市長にあっては15%、副市長にあっては10%、教育長にあっては8%に引き上げるとともに、期末手当に適用させるものでございます。この条例の改正により、平成25年度における給与減額の総額は約7,000万円となる見込みでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第46号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

+

#### 日程第5～日程第6〔一括上程〕

議案第47号 大竹市議会会議規則の一部改正について

議案第48号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第5、議案第47号大竹市議会会議規則の一部改正について及び日程第6、議案第48号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、原田 博議員。

〔議会運営委員長 原田 博議員 登壇〕

○議会運営委員長（原田 博） 議案第47号及び議案第48号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第47号大竹市議会会議規則の一部改正についての御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法第100条第12項の規定に基づき、会議規則に規定することによって正式な議会活動として位置づけられる協議等の場に関する規定を整備するものでございます。

それでは、主な改正内容でございますが、新たに関係する章を設け、常設する協議等の場として議員全員協議会、常任委員協議会を位置づけるものでございます。臨時的な協議等の場の設置については、議決によりこれを決定するものであります。また、運営に関する事項等は議長が別に定めることとしております。なお、本則の施行日は平成25年9月1

日とするものであります。

続きまして、議案第48号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての御説明を申し上げます。

議案第47号による会議規則の一部改正に伴い、費用弁償の対象について条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、主な改正内容でございますが、第4条第2項に会議規則第166条の規定により設けられた協議等の場を追加するものでございます。また、今回の改正にあわせまして字句について整理が必要なものにつきましては、所要の改正を行うものでございます。

最後に附則でございますが、会議規則と同様に平成25年9月1日から施行すると規定するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第47号及び議案第48号の提案理由の説明を終わります。皆様方の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件を採決いたします。

本2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号及び議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 平成25年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

○議長（西川健三） 日程第7、平成25年請願第1号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、細川雅子議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|----------------|-----------------------------|-------|----------|
| 平成25年
請願第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採
択について | 採 択 | 25. 6. 7 |

平成25年6月10日

大竹市議会議員 西川 健三 様

総務文教委員長 細川 雅子

〔総務文教委員長 細川雅子議員 登壇〕

○総務文教委員長（細川雅子） 総務文教委員会に御付託いただいております請願1件につきましては、去る10日に委員会を開催し審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告を申し上げます。

地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてでございますが、本件は大竹市職員労働組合執行委員長、榎原研介氏から提出された請願で、その趣旨は「2013年度の地方財政計画において、政府は国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおし進めた。このことは地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて容認できるものではない。地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要がある。地方財政の充実・強化に向けて、地方自治体から政府、国会に意見反映を強める必要があるので、意見書を政府に送付してほしい」との内容です。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「意見書案の趣旨には基本的には賛成である。地方公務員給与の削減を前提とした地方財政対策における措置は、地方自治の根幹にかかわる問題だと認識している。ただ、今回の措置が平成25年度限りという話であり、これまでの地方公共団体の努力を地方交付税の総額に一部反映させる措置もあると聞いている。また、国の要請は全国どの地域においても緊急の課題であるが、防災・減災事業への取り組みを求める内容にもなっている。本市としてもこうした事業への取り組みは市民の安全・安心のために必要と考えている。平成26年度以降は国と地方の協議の場で十分な協議が行われ、国において必要な財政対策が措置されるよう要望したいと考えている」旨の見解が示されております。

審査の中で委員から、「地方公務員給与の削減要請があったと思うが、どのような仕組みで地方交付税が減額されるのか伺う」との質疑があり、これに対し執行部からは、「地方交付税の基準財政需要額の中には職員の標準的な人数と役職に応じた給与が算定されている。給与部分を7月から来年3月まで削減して基準財政需要額全体を算定しようとするもので、大竹市の場合、昨年度の基準財政需要額でいくと7,000万円程度の削減の影響があるが、防災・減災事業により、地方財政計画の中では全体額としては確保されている」との答弁がありました。

続いて委員に意見を求めたところ、「今後財政については厳しい状況が待っており、今

十

回の措置が平成25年度だけとは捉えていない。抑止力として、このような機会に政府へ意見を出していくことは必要と考えており採択すべき」との意見があり、採決の結果、本件は採択すべきものと決しております。

以上で、御付託いただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております平成25年請願第1号に関する委員長の報告は採択でございます。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから、職員をして意見書案を配付させますので、しばらくお待ちください。

ただいま、職員をして意見書案を配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（西川健三） 追加日程第1 意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。

9番、細川雅子議員。

〔9番 細川雅子議員 登壇〕

○9番（細川雅子） 意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書につきましては、

お手元に配付しております意見書（案）を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

平成25年度の地方財政計画において、政府は国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおし進めました。このことは地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については国の政策方針のもとに一方的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成26年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

#### 記

十

1. 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2. 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大をはかること。

3. 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。

4. 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。

5. 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。

6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

皆様の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

10番。

○10番（日域 究） この内容にどうこう言う気はないんですけども、いつも思うんですけど、こういう文案がこの場で出てきてイエスかノーかって迫られるんですけども、この1、2、3、4でありますね。記の下に。3番、ざっと見てて文章として非常に違和感を感じるんですけども。3の2行目、「特に、被災自治体の深刻な人材確保」って、「深刻な」をもらいたいと思いますし、「深刻な」をつけるのであれば、「深刻な人材難」にカットすればいいと思いますけども、「深刻な人材確保」というのは、やはり日本人として非常にうっと詰まってしまうんですよ。この場で直してもらいますか。以上です。

○議長（西川健三） 提案者の委員長、そこらあたりは。

これは、そうすると、今委員のほうからございました。その分については、委員長のほうで確認をしていただいて、直せるかどうかそこらをちょっと検討してみてください。そういうことでよろしくお願いします。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第9〔一括上程〕

平成24年陳情第2号 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、
地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見
書の採択についての陳情

平成24年陳情第3号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の

充実に関する意見書の提出を求める陳情

○議長（西川健三） 日程第 8、平成24年陳情第 2 号及び日程第 9、平成24年陳情第 3 号の 2 件を一括議題といたします。

本 2 件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、上野克己議員。

生活環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第111条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|--------------------|---|---------|----------|
| 平成 24 年
陳情第 2 号 | 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情 | 継 続 審 査 | 24. 6. 8 |
| 平成 24 年
陳情第 3 号 | 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出を求める陳情 | 継 続 審 査 | 24. 9. 4 |

平成25年 6 月11日

大竹市議会議長 西川 健三 様

生活環境委員長 上野 克己

〔生活環境委員長 上野克己議員 登壇〕

○生活環境委員長（上野克己） それでは昨年、6 月及び 9 月定例会におきまして、生活環境委員会に御付託をいただき、閉会中の継続審査としておりました陳情 2 件につきまして、6 月11日に委員会を開催し審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要について御報告を申し上げます。

平成24年陳情第 2 号地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情及び平成24年陳情第 3 号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出を求める陳情でございますが、本 2 件につきましては一括して審査をいたしましたので一括して御報告を申し上げます。

審査において、本 2 件について、執行部に新たにつけ加えて説明することを尋ねたところ、「昨年末に政権交代があり、意見書案の前提としている地域主権改革という部分で国の公表資料を見ると、地域主権戦略会議のもとに置かれているアクションプラン推進委員会が新政権になってから開かれていない。また、地域主権戦略会議自体が平成25年 3 月 8 日に廃止され、現在、地方分権改革推進本部という名称で会議が設置されている。地方への権限移譲については、新・第 3 次一括法が成立し、引き続き進めている状況である。独立行政法人の抜本的な見直しについては、国会に提出されていた独立行政法人通則法の改正案が審議未了のまま衆議院の解散により廃案となっている。国の動向が、今現在も陳情

を提出された当時と同じ方向に向かっているかは非常に不透明な印象を受けている」というものでございました。

審査の中で委員から「国の動向も定まっていないようなので、継続審査とすべき」との意見があり、採決の結果、本２件につきましては継続審査にすべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただいております陳情２件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本２件に関する委員長の報告は、いずれも閉会中の継続審査の申し出であります。

本２件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本２件は閉会中の継続審査と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第１０ 平成２５年陳情第１号 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情

○議長（西川健三） 日程第10、平成25年陳情第１号を議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。

まちづくり対策特別委員長、寺岡公章議員。

#### まちづくり対策特別委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第111条の規定により報告します。

#### 記

| 番 号            | 件 名                | 審査の結果   | 付託年月日     |
|----------------|--------------------|---------|-----------|
| 平成25年<br>陳情第1号 | 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情 | 継 続 審 査 | 25. 2. 28 |

平成25年6月12日

大竹市議会議長 西川 健三 様

まちづくり対策特別委員長 寺岡 公章

〔まちづくり対策特別委員長 寺岡公章議員 登壇〕

○まちづくり対策特別委員長（寺岡公章） まちづくり対策特別委員会に御付託をいただいております陳情1件につきまして、去る6月12日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

本陳情は、平成25年3月定例会に提出された平成25年陳情第1号小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情で、これまでの審査で結論に至らず継続審査となっているものです。

審査において、まず前回3月5日以降の状況について執行部に報告を求めたところ、「3月の委員会以降、特に状況に変更等はない」との報告がありました。

次に、執行部に対する質疑では、「要望事項の中に「小方小学校跡地としてのモニュメントを設置すること」とあるが、旧小方小・中学校から小方学園に移設したものはあるのか。また、小学校の解体と一緒に門柱を壊す考えはないか確認したい」との質疑に対し、「小方学園の入り口に石碑等を4、5点ほど移設している。旧小学校の門柱については、跡地利用が決まってからということで現在地に置いてある」との答弁がありました。

続いて、委員の意見を求めたところ、1名の委員から継続審査の申し出がありました。その趣旨は、「前回の審査以降、変化はないとのことである。小方新駅などの全体計画が見えない中では継続という形をとるしかない考える」というものでした。

採決の結果、本件は継続審査すべきものと決しております。

以上で、御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

十

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件に関する委員長の報告は、閉会中の継続審査の申し出であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 まちづくり対策特別委員会の中間報告について

○議長（西川健三） 日程第11、まちづくり対策特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

まちづくり対策特別委員長、寺岡公章議員。

〔まちづくり対策特別委員長 寺岡公章議員 登壇〕

○まちづくり対策特別委員長（寺岡公章） まちづくり対策特別委員会は、議員個々が地域で捉えた意見を交換し、議会から市長の政策判断に積極的に関与することで提案できる議会を目指して、平成23年9月議会において8名の議員により設置され、不肖、私、寺岡が委員長に、乃美議員を副委員長に選任いただき、これまで20回の委員会を、また、作業部会で延べ約20回の調査研究を行ってまいりました。このたびの6月定例会の機会をおかりしまして、これまで各作業部会において概念にとられる事無く自由に出された意見を、委員会で取り上げ集約したものを報告します。

委員会設置後の9カ月間、大竹駅東西連絡を中心とした周辺整備、小方小・中学校移転をきっかけとした跡地活用、新駅構想、また玖波駅周辺住民の取り組みについて、委員会全体で一つのテーマを協議してまいりました。

その後、これらまちづくりに関する事案をさらに掘り下げていくため、一定の期間で調査研究する少人数の作業部会（グループ）を設置しました。ここでは主には大竹駅とその周辺、構想のある小方新駅とその周辺について、SWOT分析やワールド・カフェの手法を通じて現状分析や情報共有を図りました。その過程で本市における観光振興も当委員会での課題にすべきではないかとの意見から、新たに作業部会立ち上げにつながっています。

まず大竹駅グループでは、昨年以来研究されてきたものを改めて掘り下げ、駅舎のバリアフリーの徹底、若者や通勤通学者をターゲットにした駅舎及び周辺整備、西口周辺の環境整備などについて協議しました。これをもとに委員会では、これまでの議会での陳情採択や委員会での前回中間報告などを踏襲し、橋上駅を含めた東西連絡通路の早期実現を前提とすることを確認した後、駅舎及び周辺整備の意見交換を行っております。

最初に駅舎についてですが、「日本で一番バリアフリーが進んだ駅舎を目指す」などのスローガンを掲げ、当事者との意見交換する場を持ちながら駅利用上の視覚的情報の充実を図るなど、当事者がより使いやすい具体的な施設設備を研究していくことを要望します。これには駅構内縦移動の際のエレベーターの設置も当然含まれております。

また、駅を人の移動の起点終点となる場所として捉え、こいこいバスや栄ぐるりんバスへの期待値にも触れ、東口開発の環境変化に合わせた公共交通の利便性向上にも、引き続き取り組むとの意見が出ております。

次に、駅舎及び周辺の整備では、これまで単にJRを利用するためだけに駅を利用していた若者や通勤通学者が、他の目的を持って駅及びその周辺に赴くその目的の創出について意見交換が行われました。カフェや本屋、ファストフード店、宿泊施設などの誘致をにぎわい創出の足がかりとし、簡単な手続きができる行政窓口、NPOセンター、観光情報センター、ATMなどの設置で空間の利便性を向上するなど、橋上駅化後のあいた駅舎の利活用を含めた意見が多数出されました。

なお、以前より出されていた、全国でも余り例のないJR駅と融合した道の駅の設置という意見は、当委員会でも同時期に調査研究された小方駅グループ、観光グループでも道の

駅設置の提案がされており、大竹駅では東口にドライブインのニュアンスに近いもので構わないのではないか、また比較的面積のある宇部コン跡地活用の可能性の一つとして考え方を残しておくべきなどの意見が交わされました。

これらの意見交換の際、執行部に各種提案に至る場合は、行政のやるべきこと、民間にお願いしていくこと、また議会が後押しすることなど整理し、協議することが肝要であるとまとまっています。

最後に、西口周辺の環境整備についてですが、主には駅前ロータリー、パーキングエリアについて意見交換がされました。現在では明確な送迎スペースというものは確保されているようには見えず、マイカー利用者がそれぞれの判断で同乗者の乗降を行っています。特に悪天候や夜間の場合は危険な場合があるため、駅利用者送迎場所を確保するなどの安全に向けた整備が必要であることから、有料駐車場の適正配置も含め東西連絡通路の進捗に合わせて、現在の西口広場が持つ課題の根本的解決を図る必要があると集約されています。また、周辺に目を向ければ道路の状態が悪い箇所も多く見られ、徒歩での利用者の安全も心配されるため、速やかな改修が必要であるとの指摘がありました。

委員からの要望により、この意見交換より後日、平成24年2月に生活環境委員協議会において説明された大竹駅周辺整備新構想について、以降の取り組み状況について説明を受けましたが特筆すべき事項はありませんでした。

総じて、当委員会として大竹駅の橋上駅化工及び東西連絡通路の早期実現に向けて、改めて執行部に強く要望することが確認されております。

十

小方新駅グループでは、小方新駅の設置位置または計画、小方小・中学校の跡地について、晴海臨海公園周辺地域についてをテーマとして協議を行っています。小方新駅については、設置位置について執行部の意見も交えながら議論し、大竹駅と玖波駅のちょうど中間点が小方トンネル（岩国側）であることから、トンネル（岩国側）が適切であるとしています。また現在の線路軌道が若干のカーブを描いており、なるべくトンネル付近にホームを設置する必要があることから、岩国大竹道路の設計状況を見きわめながら駅舎の設計に取りかかる必要があることを確認しています。また委員より岩国大竹道路の構造設計の確定を急ぐべきとの意見も出されています。また、駅舎整備の基本として東西両方向からの利用が前提であり、小方小学校跡地の利活用も考えるべきとの意見も出されています。さらには、現在のガード下市道及び周辺市道の整備もあわせて行うことも意見として出されています。

小方小・中学校跡地については、大願寺造成地を含む土地造成特別会計の返済スキームに包含されていることから、執行部と同様に民間企業への売却が望ましいとしています。売却に当たってはグラウンドの高さを国道2号線まで上げ、土地の付加価値を少しでも増すことが望ましいという意見と、そのままでよいという意見もありました。小方地区の都市計画の変更手続などを考えると、早期の利活用ビジョンの作成が執行部・議会に求められるところです。

晴海臨海公園周辺地域については、晴海沖県有地の利活用が大きな課題です。大竹市が晴海臨海公園の一部として野球場や管理棟を整備する平成26年度末までに、用途地域指定

の変更も視野に入れながら、広島県に早期活用を強く要望していくべきであるとの意見が出されています。

観光グループでは当初、宮島、錦帯橋への観光客を大竹に呼び込む視点から協議されました。まず現状把握のため、当時の地域振興課商工振興係や、旅行会社のスタッフの協力により、宮島、錦帯橋への観光客数、交通手段、観光ルート、宿泊先等を調査しました。それによりツアーバスやマイカーは、大野インターチェンジから岩国インターチェンジを高速道路で移動しており、わざわざ大竹に立ち寄る理由がないこと、また、同じくＪＲを利用しての観光客は大竹駅、玖波駅で下車する理由がないことを改めて認識しました。そもそも宮島は広島市エリア、錦帯橋は山口東部エリアとして捉えられており、現状では宮島と錦帯橋を行き来する観光ツアーは考えにくいとのことですので、これらの地への観光客を大竹市内に呼び込むのは困難であるとの結論にたどり着いています。そこで当面は、観光客に限定することなく、地元住民をターゲットに検討することとしました。

まずは、岩国大竹道路の分岐付近であるゆめタウン周辺を利用して、複合型の道の駅を設置できないか検討しました。

ハード面として阿多田島の特産品であるハマチやタイは地元で流通していないという課題がありますが、今後レモンハマチのブランド化を進めていくこともあり、これらの特産品を使ったランチを安く提供できるレストラン、また、平成30年度以降にＲＤＦが終了した後の対応方策として、ごみ焼却炉を熱源とした風呂の併設といった意見ができました。

次にソフト面では、現在では全国から来ていただくほどの観光資源がないことから、市内の観光や体験型レジャーなどの情報を集め、発信する力を身につけていかなければならないとし、情報収集・情報発信の拠点として位置づけるとの意見が多数挙がりました。

さらにその中の、昨今大きな流れができてきている体験型レジャーという点に着目し、晴海臨海公園近くの海岸を釣り公園として整備できないかという考えに至りました。新たに整備される公園付近で、自然の釣りと生けすを使った釣り堀の両方を楽しめるようにするというものです。

なお、これら各課題でのアイデアは、あくまで自由に意見交換したまちづくりのアイデア出しであり、それを委員会の提案としてまとめたものです。現段階では具体的な計画ではなく、事業費の検討などは進めていないことをつけ加えておきます。

以上、当委員会が設置され、21か月間の委員会での取り組み内容について簡単に御報告いたしました。この間の委員会、作業部会での意見交換と情報共有を通じまして、委員においては、大竹市のまちづくりの課題の抽出と可能性の模索について理解が深まり、今後の常任委員会や本会議での是非を判断する場面において、力を発揮するものと考えます。執行部におかれましては、委員会での意見交換や、当報告での内容につきまして、今後の政策立案の際には御検討・御配慮いただきますことをよろしくお願いいたします。

最後に、私ども8名の委員に対して賜りました各議員、執行部の御協力に心より感謝を申し上げますとともに、今後の御協力について改めてお願い申し上げ委員会中間報告とさせていただきます。

○議長（西川健三） 本件は報告事項でありますから、以上をもって終結いたします。

この際、御通知いたします。次の休憩中、第1委員会室において総務文教委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を開会する旨、各委員長から通知を受けております。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

議事の都合により暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

10時51分 休憩

13時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（西川健三） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に議案審査報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

この際、議案第46号市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 議案第46号 市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（西川健三） 追加日程第2、議案第46号を議題といたします。

本件に関して委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、細川雅子議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成25年6月19日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                                   | 審査の結果 |
|--------|------------------------------------------------------|-------|
| 議案第46号 | 市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について | 原案可決  |

平成25年6月19日

大竹市議会議長 西川 健三 様

総務文教委員長 細川 雅子

〔総務文教委員長 細川雅子議員 登壇〕

○総務文教委員長（細川雅子） 午前中の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第46号市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「来年4月以降、国は引き続き削減を求めてくると思うがその方法について現在のところ情報はあるか。また、職員一人当たりの平均給与カット額は幾らになるのか伺う」との質疑に対し、「来年度の措置について、国からの情報は今のところ全く入っていない。給与カット額については年収ベースでいくと、職員1人当たり約15万円の影響がある」との答弁がございました。

次に、「市民自治を進める中で、総じて仕事量がふえてくると思われる。職員のモチベーションの維持について考えを伺う」との質疑に対し、「モチベーションについては配慮が必要と考えている。職場の中では管理職と職員との話し合い、また、まちづくりをする過程の中で議論をしながら心をつちにして進めていきたい。今回の状況は不本意ではあるが、こういう判断をせざるを得なかったということである」との答弁がございました。

次に、「地域の主体性が求められる中、ファシリテーターたる職員の役割は極めて重要である。これまで独自の給与カット、職員数の削減など職員の努力・貢献度は財政面から見ても極めて大きいものがある。地方交付税の影響が市民サービス低下につながることにないように、やむを得ず給与削減措置の議案が提出されたと理解している。職員の使命、役割などははかり知れない。行政の役割、責任などどのように考えているか伺う」との質疑に対し、「職員は市民の皆様方のために尽くし、全体の奉仕をすることを約束して職につく。仕事のモチベーションは使命感からくるということである。日々の仕事がふえていく中、効率よく時代に合った仕組みをつくっていきながら、市民の皆様方の生活と幸せを守ろうと努力を日々していることに御理解いただくようお願いしたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に慎重に御審議いただきまして、議決を賜りまことにありがとうございました。議員の皆様からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。これから、暑い夏の季節に向かおうとしておりますが、議員の皆様におかれましては、どうか御健康には十二分に留意されまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川健三） これにて本日の会議を閉じ、第2回大竹市議会定例会を閉会いたします。

13時52分 閉会

＋

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年6月19日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会議員 上 野 克 己

大竹市議会議員 寺 岡 公 章

＋

＋

＋